

平成 24 年度 建築物解体工事等における環境調査結果

【概 要】

県が所管する区域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除く区域）において、大気汚染防止法第 18 条の 15 に基づく届出が行われた特定粉じん排出等作業のうち、大規模解体工事等について作業基準の遵守状況等を確認するため、工事現場の周辺で大気中のアスベスト濃度を測定した。

【調査結果】

平成 24 年度に実施した建築物等の周辺における環境調査の結果（アスベスト繊維数濃度）は、大気汚染防止法のアスベスト製品製造・加工工場の敷地境界基準の 10 本／リットルを下回った。

このほか、あわせて負圧集じん機*の適正稼働の確認のために排気口付近でも調査を実施し、調査結果に応じて必要な指導を行った。比較的高い濃度が確認された工事については、作業の停止を指導し、改善状況を確認した後に工事の再開を認めた。

*解体工事等の作業場から外部にアスベストが飛散しないよう、場内の気圧を外部に対して低く保つために排気を行う装置。集じんして清浄化した空気を排気する。

表 平成24年度アスベスト環境調査結果

No.	建築物所在地	建築物 延べ面積 (㎡)	アスベ ^ス ト 使用面積 (㎡)	測定日	測定結果（本/リットル）※1				
					建築物等周辺		（参考） 負圧集じん機排気口		
					位相差顕微鏡※2		電子顕微鏡	位相差顕微鏡	電子顕微鏡
					総繊維数濃度		※3 アスベスト 繊維数濃度 最大値 (総繊維数濃度)	総繊維数 濃度	※4 アスベスト 繊維数濃度 (総繊維数濃度)
					最大値	最小値			
1	秦野市本町	389	595	5月8日	0.34	0.056	—	0.22	—
2	鎌倉市大船	53	629	5月10日	0.65	0.25	—	0.56	—
3	厚木市戸田	1,974	19	5月15日	0.22	0.14	—	—	—
4	小田原市鴨宮	1,606	34	6月30日	0.87	0.056未満	—	3.7	3.9(3.9)
5	箱根町仙石原	113	20	7月11日	0.34	0.056未満	—	0.28	—
6	箱根町仙石原	440	10	7月24日	0.22	0.056	—	0.28	—
7	大和市下鶴間	—	4,910	8月22日	0.28	0.056未満	—	0.056	—
8	秦野市北矢名	—	82	12月5日	0.45	0.11	—	0.34	—
9	湯河原町鍛冶屋	2,546	19	12月11日	0.34	0.056未満	—	0.11	—
10	座間市小松原	650	582	1月16日	0.39	0.22	—	34	29(34)
11	南足柄市中沼	600	83	2月28日	0.28	0.056未満	—	0.17	—

※1 「アスベストモニタリングマニュアル(第4.0版)」(環境省)に基づき測定を実施しました。

- ・位相差顕微鏡法で総繊維数を計数する。
- ・位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が 1 本/リットルを超過したものについては、電子顕微鏡によりアスベストを同定して計数する。

※2 複数箇所採取した試料を位相差顕微鏡で測定した結果の最大値及び最小値を示しています。

※3 分析走査電子顕微鏡で測定したアスベスト繊維数濃度の最大値が確認された箇所の結果を示しています。(括弧内は同じ箇所の総繊維数濃度の結果です。)なお、位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が 1 本/リットル以下の場合には、※1に示すとおり電子顕微鏡法による測定の必要がないため、結果は「—」と表示しています。

※4 分析走査電子顕微鏡で測定したアスベスト繊維数濃度を示しています。(括弧内は総繊維数濃度の結果です。)なお、位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が 1 本/リットル以下の場合には、※1に示すとおり電子顕微鏡法による測定の必要がないため、結果は「—」と表示しています。(位相差顕微鏡法の測定結果も「—」となっているものは測定箇所として選定していないものです。)